

ごみ焼却施設の維持管理の情報

令和7年度(2025年度)

単位		4月	5月	6月	7月	8月	9月	基準
処分した一般廃棄物の種類および数量								
可燃ごみの焼却量	t	1号炉	398.85					/
		2号炉	4,862.49					
		3号炉	4,861.99					
		合計	10,123.33					
燃焼ガス等に関する記録								
燃焼ガスの温度	℃	1号炉	1,041					800 以上
		2号炉	1,006					
		3号炉	974					
集じん器入口の温度	℃	1号炉	176					200 以下
		2号炉	175					
		3号炉	175					
一酸化炭素濃度	ppm	1号炉	7.3					100 以下
		2号炉	7.6					
		3号炉	7.7					
ばいじんの除去を行った日	—	1号炉	付属機器による除去 (ガス冷却設備:ボイラーストブロワで毎日実施 ろ過式集じん器:空気式自動洗浄装置で毎日実施)					/
		2号炉						
		3号炉						

単位		10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準
処分した一般廃棄物の種類および数量								
可燃ごみの焼却量	t	1号炉						/
		2号炉						
		3号炉						
		合計						
燃焼ガス等に関する記録								
燃焼ガスの温度	℃	1号炉						800 以上
		2号炉						
		3号炉						
集じん器入口の温度	℃	1号炉						200 以下
		2号炉						
		3号炉						
一酸化炭素濃度	ppm	1号炉						100 以下
		2号炉						
		3号炉						
ばいじんの除去を行った日	—	1号炉	付属機器による除去 (ガス冷却設備:ボイラーストブロワで毎日実施 ろ過式集じん器:空気式自動洗浄装置で毎日実施)					/
		2号炉						
		3号炉						

## 煙突から排出される排ガスの測定結果

	単位		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	排出基準
採取日	—	1号炉							/
		2号炉							
		3号炉							
計量証明発行日	—	1号炉						/	
		2号炉							
		3号炉							
硫黄酸化物	Nm <sup>3</sup> /h	1号炉							K値規制 <sup>※1</sup>
		2号炉							
		3号炉							
ばいじん <sup>※2</sup>	g/Nm <sup>3</sup>	1号炉						0.04	
		2号炉							
		3号炉							
塩化水素 <sup>※2</sup>	mg/Nm <sup>3</sup>	1号炉						700	
		2号炉							
		3号炉							
窒素酸化物 <sup>※2</sup>	ppm	1号炉						250	
		2号炉							
		3号炉							

※1 硫黄酸化物の排出量は、地域ごとに定められた係数(K値)と、煙突の有効高さ等によって規制されており、K値が小さいほど排出規制も厳しくなります。

豊中市のK値は1.17で、排出規制値は5.0Nm<sup>3</sup>/h(届出排出ガスより算出)です。

濃度に換算すると、およそ110ppmです。

※2 ばいじん濃度、塩化水素濃度、窒素酸化物濃度については、酸素濃度(12%)換算値

※3 焼却炉停止中です。

## ダイオキシン類にかかる測定結果

	採取日	計量証明発行日	測定結果	排出基準
1号炉			ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	0.1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>
2号炉			ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	
3号炉			ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	
下水放流水			pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L

▽ <測定値 : 定量下限値(正確に定量測定ができる最低濃度)未満を表しています。

▽ 酸素12%換算 : 関係法令により規制されている、酸素濃度12%の状態に換算した濃度を示しています。

▽ m<sup>3</sup>N(立法メートルノルマル) : 0°C1気圧の状態に換算した気体の体積を表す単位です。

▽ TEQ(毒性等量) : いちばん毒性の強いダイオキシン2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-ジオキシンの毒性を1として換算した値を示しています。

▽ 排出基準値 : 大気汚染防止法、下水道法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づいており、届出に用いた値から算出した値を示しています。